

## 同行援護従事者資格要件

### 【サービス提供責任者の要件】

・介護福祉士  
・実務者研修修了者  
・介護職員基礎研修修了者  
・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者  
・居宅介護職員初任者研修課程又は居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で3年以上介護等の業務に従事した者

+

同行援護従業者養成研修  
(一般課程+応用課程)の修了者

※以下に記載する「知事が認める研修」でも可

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

### 【従業者(ヘルパー)の要件】

同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者

※以下に記載する「知事が認める研修」でも可

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者

+

1年以上の視覚障害(直接処遇)に関する実務経験  
(実際従事した日数が180日以上)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

### ※知事が認める研修

- 下記研修を修了していれば、同行援護従事者養成研修(一般課程)を修了したものとみなします。
  - ・視覚障害者移動支援従業者養成研修
  - ・視覚障害者移動介護従事者養成研修
  - ・ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者(養成)研修課程
  - ・視覚障害者外出介護従業者養成研修(大阪府知事及び大阪府指定研修事業所が実施したものに限り)
- 下記研修を修了していれば、同行援護従事者養成研修(一般課程+応用課程)を修了したものとみなします。
  - ・視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修